

# 昭和五十一年法律第三十三号

## 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

目次

### 第二章 総則（第一条・第二条）

建設雇用改善計画（第三条・第四条）  
建設労働者の雇用の改善等（第五条—第十一条）

事業主団体の作成する実施計画の認定（第十二条—第十七条）  
建設業務有料職業紹介事業（第十八条—第三十条）

建設業務労働者就業機会確保事業（第三十一条—第四十五条）  
建設業務労働者就業機会確保事業（第四十六条—第四十八条）

第八章 罰則（第四十九条—第五十二条）  
附則

### 第一章 総則（目的）

**第一条** この法律は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るために講じようとする措置並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

**第二条** この法律において「建設業務」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業に係る業務をいう。  
この法律において「事業主」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行ふ者をいう。  
この法律において「建設業務労働者」とは、建設業務に主として従事する労働者をいう。  
この法律において「建設事業」とは、建設業務を行う事業（国又は地方公共団体の直営事業を除く。）をいう。

**第三条** この法律において「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいう。  
この法律において「事業主団体」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行ふ者をいう。  
この法律において「事業主団体」とは、事業主を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とする団体又はその連合団体（法人でない団体についても、代表者又は管理人の定めのあるものに限る）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

**第四条** 厚生労働大臣は、建設雇用改善計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

**第五条** 建設労働者の雇用の改善等（雇用管理責任者）

この法律において「建設業務職業紹介」とは、事業主団体が、当該事業主団体の構成員を求人者とし、又は当該事業主団体の構成員若しくは構成員に常時雇用されている者を求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における建設業務に就く職業に係る雇用関係（期間の定めのない労働契約に係るものに限る）の成立をあつせんすることをいう。

**第六条** 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関する事項（雇用管理責任者）

この法律において「建設業務有料職業紹介事業」とは、有料の建設業務職業紹介（建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でもその手数料又は報酬を受けないで行う建設業務職業紹介以外の建設業務職業紹介をいう。）を業として行うことをいう。

**第七条** 建設労働者の雇用の改善等（雇用に関する文書の交付）

この法律において「建設業務労働者就業機会確保」とは、事業主が、自己の常時雇用する建設業務労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他の事業主の指揮命令を受けて、当該他の事業主のために建設業務に従事させることをいい、当該他の事業主に對し当該建設業務労働者を当該他の事業主に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

**第八条** 建設労働者の雇用の改善等（雇用に関する文書の交付）

この法律において「建設業務労働者就業機会確保事業」とは、建設業務労働者の就業機会確保を業として行うことをいう。

**第九条** 厚生労働大臣は、建設労働者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。第九条及び第十条を除き、以下同じ。）の雇用の改善、能力の開発

### 第二章 建設雇用改善計画（策定）

建設雇用改善計画（策定）

及び向上並びに福祉の増進に関する重要な事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要な事項を定めた計画（以下「建設雇用改善計画」という。）を策定するものとする。

一 建設労働者の雇用の動向に関する事項  
二 建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項  
三 建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項  
四 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項  
五 厚生労働大臣は、建設雇用改善計画を策定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するともに、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

二 建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

四 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

五 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。

（勧告等）

四 厚生労働大臣は、建設雇用改善計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。

（前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。）



本 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、当該法人又はその役員）がイからニまでのいずれかに該當するもの

**（実施計画の変更等）** 第十二条第一項の規定による実施計画の認定を受けた事業主団体（以下「認定団体」といふ。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

2 認定団体は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該當するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定団体が事業主団体でなくなつたとき。

二 認定団体が前条各号（第二号を除く。）のいずれかに該當しているとき。

三 第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき。

四 認定団体又はその構成員が認定計画に從つて改善措置を実施していないと認めるとき。

4 第十二条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

**（職業安定法等の特例）**

**第十五条** 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項（同項に規定する建設業務に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四条第一項第二号の規定は適用しない。（指導及び助言）

**第十六条** 厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。（報告の徵収）

**第十七条** 厚生労働大臣は、認定団体に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。認定団体が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣は、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

**第五章 建設業務有料職業紹介事業の許可**

**第十八条** 建設業務有料職業紹介事業を行うとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地  
四 読替え後の職業安定法第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二条第一項の認定があつたことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他建設業務職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。（許可の基準等）

**第十九条** 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従つて建設業務有料職業紹介事業を行つものであること。

二 申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するこ

と。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））をいう。

4 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

5 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

**（手数料）**

**第二十条** 第十八条第一項の許可を受けた認定団体（以下「建設業務有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、建設業務職業紹介に關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

1 建設業務職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徵収する場合

2 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徵収する場合

3 建設業務有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徵収してはならない。ただし、手数料を求職者から徵収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徵収することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

5 第一項第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該建設業務有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

7 特定の者に対し不当な差別の取扱いをするものであるとき。

8 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

**（許可証）**

**第二十一条** 厚生労働大臣は、第十八条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。



法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、同法第三章の規定を適用する。

#### 第六章 建設業務労働者就業機会確保事業

（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）

**第三十一条** 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする構成事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第五条第一項の規定により選任された雇用管理責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二条第一項の認定があつたことを証する書面その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの当該事業に係る送出労働者の数、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額その他建設業務労働者の就業機会確保に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

（許可の欠格事由）

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する構成事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第一項（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第四十条第一項（第一号を除く。）の規定により建設業務労働者就業機会確保事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準等）

**第三十三条** 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるとときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を行つものであること。

二 申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業の送出労働者に係る雇用管理を適正に行つに足りる能力を有するものであること。

三 個人情報を適正に管理し、及び送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該建設業務労働者就業機会確保事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

**第三十四条** 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、第三十一条第一項の許可証を、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた構成事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

**第三十五条** 第三十一条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第三十一条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確定実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける構成事業主に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 許可の有効期間等

**第三十六条** 第三十一条第一項の許可の有効期間（第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。）は、当該許可の日（許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。）から起算して三年（三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主（以下「送出事業主」という。）に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期（以下この条において「実施時期」という。）の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間）とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき（当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後に到来するときを除く。）は、許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているとき）にあつては、当該変更を受けている許可の有効期間）を当該許可の日から起算して三年（三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日までの期間）に変更しなければならない。

3 許可の有効期間（当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

5 第三十二条第二項から第四項まで、第三十二条（第五号を除く。）及び第三十三条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。  
 （変更の届出）

第三十七条 送出事業主は、第三十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行なう事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十二条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務労働者就業機会確保事業を行なう事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。  
 （許可証の書換え）

第三十八条 送出事業主は、第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。  
 （事業の廃止）

第三十九条 送出事業主は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。  
 （許可の取消し等）

第四十条 厚生労働大臣は、送出事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当しているとき。  
 二 第十二条第三項第四号に規定する建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものでなくなつたと認めるとき。  
 三 認定計画に従つて建設業務労働者就業機会確保事業を実施していないと認めるとき。  
 四 この法律、読替え後の職業安定法、読替え後の労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）  
 、職業安定法若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。  
 五 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、送出事業主が前項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
 （許可の失効）

第四十一条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき、又は第三十九条の規定による届出があつたときは、当該建設業務労働者就業機会確保事業に係る第三十二条第一項の許可は、その効力を失う。  
 （名義貸しの禁止）

第四十二条 送出事業主は、自己の名義をもつて、他人に建設業務労働者就業機会確保事業を行わせてはならない。  
 （契約の内容）

第四十三条 建設業務労働者就業機会確保契約（当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保することを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならない。

一 送出労働者が従事する建設業務の内容	二 送出労働者が建設業務労働者の就業機会確保に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地の場所
三 送出事業主の雇用する送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けれる者（以下「受入事業主」という。）のために、就業中の送出労働者を直接指揮命令する者に関する事項	四 建設業務労働者の就業機会確保の期間及び送出就業をする日
五 送出就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間	六 安全及び衛生に関する事項
七 送出労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項	八 送出労働者の新たな就業の機会の確保、送出労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たつて講ずる送出労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項
九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項	（労働者派遣法の規定の読み替え適用等）
第十条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行なう建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十七条の十一、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行なう建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十七条の十一、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第十五条 第二十六条第三項	第十四条第二項
第十六条第二項	第十五条第一項各号
第十七条第一項	前項
第十八条第一項	第一項第一号又は第三号
第十九条第一項	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働法」という。）第四十三条
第二十条第一項	同条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約（以下「建設業務労働者就業機会確保契約」という。）
第二十一条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十二条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十三条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十四条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十五条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十六条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十七条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十八条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第二十九条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十一条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十二条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十三条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十四条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十五条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十六条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十七条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十八条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第三十九条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十一条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十二条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十三条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十四条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十五条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十六条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十七条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十八条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約
第四十九条第一項	建設業務労働者就業機会確保契約



## 第七章 雜則

(権限の委任)

第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ

の一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところによ

り、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、そ

厚生労働省令で定める。

(船員に対する適用除外)

第四十八条 前三章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

## 第八章 罰則

(罰則)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す

る。

一 偽りその他不正の行為により、第十八条第一項の許可、第二十三条第三項の規定による許可

の有効期間の更新、第三十一条第一項の許可又は第三十六条第三項の規定による許可の有効期

間の更新を受けた者

二 第二十七条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十九条又は第四十二条の規定に違反した者

第五十条 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下

の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十八条第一項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第三

二項(第三十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十八条第三

項(第二十三条规定第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第三項(第三十六

条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第二十条第四項の規定による命令に違反した者

六 第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出

をし、又は第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提

出した者

七 第二十六条又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第

六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

## 附 則 (昭和五十一年五月二十日法律第三四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十六

条第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る)、第二条中

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十六

条第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る)、第二条中

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第六十一条の二)を「千分の十一・五から千分の十五・五まで」に改める部分及び「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改める部分に限る)、次条第一項の規定並びに附則第五条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第六十一条の二)を「第六十二条」に改める部分に限る)、同法第一条、第三条及び第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十二条を削り、同法第六十二条の二を同法第六十二条とする改正規定、同法第六十五条、第六十六条第三項第三号及び第五项第一号並びに第六十八条第二項の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第四条及び第七条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第二条 (この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。)

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第二条 (この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。)

附 則 (平成一四年一月一三日法律第一七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一五日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。  
一、二、三、四、各

三 第一条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項

百二十三条から第二百一十五条まで、第二百二十八条、第二百三十条から第二百三十四条まで、第二百三十七条、第二百三十九条及び第二百三十九条の二の規定　日本平金畿構法の施行の日

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**十一條** 附則第六条第一項の規定により、政府が同項第一号に掲げる事業を行う場合における則第八十九条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の規定の適

については、同条中「前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法」とあるのは、「前第一項各号に掲げる事業及び雇用保険会等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)」

第一項各号に掲げて雇用保険法等の一書を引いて該法第十二号の規定第一項第一項第二号に掲げる事業に要する費用並びに雇用保険法とする。

**十二条** 附則第六条第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業として行われる助成であつて、平成二十二年四月一日前に当該助成を受けることができることとなつた事業主、事業主の団体

はその連合団体に対するものについては、なお従前の例による。

**四十一條** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項にお

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四十三年二月二日付別て規定する通りまゝ、二月去津の施行に半ば、必要な量は、文令で

正今て  
この附則は未定するもののはか  
この法律の施行に付し必要な経過措置は  
四十三条  
める。

附 則  
(平成一九年六月八日法律第七九号)  
抄

**条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

附 則  
（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

**施行期日**　この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし

、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
付則第三条、つ第十七条、第十八、第十九、第二十二条第三項文並び第十四、第十二、しき立地

附則第三条から第六条まで 第八条 第九条 第十二条第三項及び第四項 第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律

第八十三条号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定

定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

施行期日）附則（平成九年七月六日法律第二号）抄

**条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成二年七月五日法律第七十九号)  
抄

施行期日

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条の規定（入管法第二十三条（見出しを含む。）、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。）並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条（第六号を除く。）及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成二三年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二三年六月三日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第十二条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三年を経過した日

附 則 （平成二四年八月一日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第十二条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三年を経過した日

附 則 （平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十六条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十二条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(附 則) (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

**第三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則) (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定

(施行期日)

**二 略**

**三** 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第三号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（第四十八条）を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）同法第五条の二第一項の改正規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条

の規定、附則第十一一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少

年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）並びに附則第五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

**五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日**

(政令への委任)

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

(附 則) (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定** 公布の日